

議案第24号

消費税率改正に伴う使用料等の改定に係る関係条例の整備に関する条例制定の件

消費税率改正に伴う使用料等の改定に係る関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和元年8月8日提出

芽室町長 手 島 旭

消費税率改正に伴う使用料等の改定に係る関係条例の整備に関する条例
(芽室町中央公民館の設置及び管理条例の一部改正)

第1条 芽室町中央公民館の設置及び管理条例(昭和56年芽室町条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表中「750」を「760」に、「1,350」を「1,370」に、「1,040」を「1,050」に、「600」を「610」に改める。

(芽室町総合体育館設置及び管理条例の一部改正)

第2条 芽室町総合体育館設置及び管理条例(昭和53年条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,550」を「1,570」に改める。

(芽室町営水泳プール設置及び管理条例の一部改正)

第3条 芽室町営水泳プール設置及び管理条例(平成2年条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表中「3,840」を「3,910」に改める。

(芽室町健康プラザ設置及び管理条例の一部改正)

第4条 芽室町健康プラザ設置及び管理条例(平成8年条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表中「790」を「800」に改める。

(芽室町ふれあい交流館設置及び管理条例の一部改正)

第5条 芽室町ふれあい交流館設置及び管理条例(平成12年条例第61号)の一部を次のように改正する。

別表中「760」を「770」に改める。

(上美生農村環境改善センター設置及び管理条例の一部改正)

第6条 上美生農村環境改善センター設置及び管理条例(昭和54年条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,670」を「1,700」に改める。

(芽室町畑地かんがい用水施設設置及び管理条例の一部改正)

第7条 芽室町畑地かんがい用水施設設置及び管理条例（平成15年条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表中「24,700円」を「25,150円」に、「134円」を「136円」に改め、「基本料金に面積割」の次に「（合計額において100円未満の端数を切り捨てるものとする。）」を加え、「基本となる面積」の次に「（10 a 未満の端数は切り捨てるものとする。）」を加える。

(畜牛育成牧場管理及び使用条例の一部改正)

第8条 畜牛育成牧場管理及び使用条例（昭和47年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条中「237円」を「241円」に、「77円」を「78円」に改める。

(東工産業振興センター設置及び管理条例の一部改正)

第9条 東工産業振興センター設置及び管理条例（昭和63年条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中「540」を「550」に改める。

(めむろ駅前プラザ設置及び管理条例の一部改正)

第10条 めむろ駅前プラザ設置及び管理条例（平成10年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,650」を「1,680」に、「1,170」を「1,190」に、「2,040」を「2,070」に、「700」を「710」に改める。

(芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例の一部改正)

第11条 芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例（平成14年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「7,020円」を「7,150円」に、「5,620円」を「5,720円」に、「1,140円」を「1,160円」に、「1,080円以内」を「1,100円以内」に、「870円以内」を「880円以内」に、「2,160円以内」を「2,200円以内」に、「1,730円以内」を「1,760円以内」に、「1,620円」を「1,650円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「7,560円」を「7,700円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「4,320円」を「4,400円」に、改める。

別表第2中「3,050円」を「3,100円」に、「2,050円」を「2,080円」に、

「1,650円」を「1,680円」に、「41,150円」を「41,910円」に、「28,800円」を「29,330円」に、「36,000円」を「36,660円」に、「30,850円」を「31,420円」に、「4,100円」を「4,170円」に、「1,850円」を「1,880円」に、「1,300円」を「1,320円」に、「1,200円」を「1,220円」に、「25,700円」を「26,170円」に、「16,450円」を「16,750円」に、「1,550円」を「1,570円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「7,560円」を「7,700円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「9,720円」を「9,900円」に改める。

(芽室町勤労青少年ホーム条例の一部改正)

第12条 芽室町勤労青少年ホーム条例（昭和53年芽室町条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表中「700円」を「710円」に改める。

(芽室町都市公園条例の一部改正)

第13条 芽室町都市公園条例（昭和51年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「730」を「740」に、「680」を「690」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条の改正規定は令和2年4月1日から施行する。

説 明

消費税率の改正に伴う使用料等の改定について、関係条例を整備しようとするものであります。

芽室町中央公民館の設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案			現行		
別表（第9条関係） 中央公民館使用料			別表（第9条関係） 中央公民館使用料		
	区分	基本使用料 （1時間につき）（円）		区分	基本使用料 （1時間につき）（円）
1階	展示ホール	<u>760</u>	1階	展示ホール	<u>750</u>
	大ホール（ステージ付）	<u>1,370</u>		大ホール（ステージ付）	<u>1,350</u>
	ステージ	450		ステージ	450
	リハーサル室	290		リハーサル室	290
2階	講堂	<u>1,050</u>	2階	講堂	<u>1,040</u>
	研修室	290		研修室	290
	2階和室	<u>610</u>		2階和室	<u>600</u>
	図書資料室	290		図書資料室	290
3階	3階和室	290	3階	3階和室	290
	視聴覚室	450		視聴覚室	450
	美術工芸室	290		美術工芸室	290
	調理実習室	<u>610</u>		調理実習室	<u>600</u>

芽室町総合体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案				現 行			
別表（第9条関係）				別表（第9条関係）			
—略—				—略—			
団 体 使 用 料	第1競技場	1時間につき	<u>1,570</u>	団 体 使 用 料	第1競技場	1時間につき	<u>1,550</u>
	第2競技場	〃	480		第2競技場	〃	480
	トレーニング室	〃	210		トレーニング室	〃	210
	研修室	〃	170		研修室	〃	170
—略—				—略—			

芽室町営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表（第3条関係）

改正案							現行						
別表（第8条関係）							別表（第9条関係）						
(単位 円)							(単位 円)						
名称	個人使用料			団体使用料			名称	個人使用料			団体使用料		
	当日券(1人1回につき1)	共通回数券(12枚つづり)	6か月券	1団体1回につき	専用使用加算料金(25mプール1時間につき)			当日券(1人1回につき1)	共通回数券(12枚つづり)	6か月券	1団体1回につき	専用使用加算料金(25mプール1時間につき)	
					1コース	全コース						1コース	全コース
芽室町温水プール	400	2,000	10,000	3,910	330	2,800	芽室町温水プール	400	2,000	10,000	3,840	330	2,800

芽室町健康プラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表（第4条関係）

改正案			現 行		
別表（第9条関係）			別表（第9条関係）		
—略—			—略—		
団体使用	アリーナ	1時間につき 800	団体使用	アリーナ	1時間につき 790
料	研修室	” 140	料	研修室	” 140
—略—			—略—		

芽室町ふれあい交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表（第5条関係）

改正案			現 行		
別表（第7条関係） 芽室町ふれあい交流館使用料			別表（第7条関係） 芽室町ふれあい交流館使用料		
区分		基本使用料 （1時間につき）	区分		基本使用料 （1時間につき）
2階	大ホール（ステージ付）	円 <u>770</u>	2階	大ホール（ステージ付）	円 <u>760</u>
備考 （1）～（3）－略－			備考 （1）～（3）－略－		

上美生農村環境改善センター設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表（第6条関係）

改正案		現 行	
別表（第7条関係）		別表（第7条関係）	
室名 (m ²)	使用料（1時間につき） (円)	室名 (m ²)	使用料（1時間につき） (円)
多目的ホール(346)	<u>1,700</u>	多目的ホール(346)	<u>1,670</u>
—略—		—略—	

芽室町畑地かんがい用水施設設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表（第7条関係）

改正案				現 行			
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）			
利用区分	基本料金 (年間)	面積割（年間）	摘要	利用区分	基本料金 (年間)	面積割（年間）	摘要
芽室町畑地かんがい用水施設	<u>25,150円</u>	10 a 当たり <u>136円</u>		芽室町畑地かんがい用水施設	<u>24,700円</u>	10 a 当たり <u>134円</u>	
—略—				—略—			
1 年間使用料は、基本料金に面積割（ <u>合計額において100円未満の端数を切り捨てるものとする。</u> ）を加算した額とする。				1 年間使用料は、基本料金に面積割を加算した額とする。			
2 面積割の基本となる面積（ <u>10 a 未満の端数は切り捨てるものとする。</u> ）は、毎年実施する町の農業経営実態調査（農林課調べ）による。				2 面積割の基本となる面積は、毎年実施する町の農業経営実態調査（農林課調べ）による。			

畜牛育成牧場管理及び使用条例の一部を改正する条例新旧対照表（第8条関係）

改正案	現 行
<p>(使用料) 第6条 牧場使用料は、畜牛1頭に付き、1日当たり<u>241円</u>（哺乳仔付の場合<u>78円</u>加算）とする。</p>	<p>(使用料) 第6条 牧場使用料は、畜牛1頭に付き、1日当たり<u>237円</u>（哺乳仔付の場合<u>77円</u>加算）とする。</p>

東工産業振興センター設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表（第9条関係）

改正案		現 行	
別表（第7条関係）		別表（第7条関係）	
—略—		—略—	
大ホール(113)	<u>550</u>	大ホール(113)	<u>540</u>

めむろ駅前プラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表（第10条関係）

改正案			現 行		
別表（第8条関係）			別表（第8条関係）		
区分		基本使用料（1時間につき） (円)	区分		基本使用料（1時間につき） (円)
セミナーホール	1号室	<u>1,680</u>	セミナーホール	1号室	<u>1,650</u>
	2号室	<u>1,190</u>		2号室	<u>1,170</u>
	全体（1号室・2号室）	<u>2,070</u>		全体（1号室・2号室）	<u>2,040</u>
—略—			—略—		
テラス		<u>710</u>	テラス		<u>700</u>
レファレンス（学習室）		<u>710</u>	レファレンス（学習室）		<u>700</u>

芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第11条関係）

改正案				現 行			
別表第1（第8条関係）				別表第1（第8条関係）			
区分	利用人員		宿泊料	区分	利用人員		宿泊料
大人	1人		<u>7,150円</u>	大人	1人		<u>7,020円</u>
小学生	1人		<u>5,720円</u>	小学生	1人		<u>5,620円</u>
幼児			<u>1,160円</u>	幼児			<u>1,140円</u>
<p>3 年未年始（12月31日～1月3日）及び休日（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）の前日の場合は、大人<u>1,100円以内</u>、小学生<u>880円以内</u>の額を当該宿泊料に加算することができる。ただし、宿泊料の上限額以内とする。</p> <p>4 個室に1人で宿泊する場合は、大人<u>2,200円以内</u>、小学生<u>1,760円以内</u>の額を当該宿泊料に加算することができる。ただし、宿泊料の上限額以内とする。</p>				<p>3 年未年始（12月31日～1月3日）及び休日（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）の前日の場合は、大人<u>1,080円以内</u>、小学生<u>870円以内</u>の額を当該宿泊料に加算することができる。ただし、宿泊料の上限額以内とする。</p> <p>4 個室に1人で宿泊する場合は、大人<u>2,160円以内</u>、小学生<u>1,730円以内</u>の額を当該宿泊料に加算することができる。ただし、宿泊料の上限額以内とする。</p>			
区分	個人休憩料		団体広間休憩料	区分	個人休憩料		団体広間休憩料
	個室	広間	利用料		個室	広間	利用料

改正案

現行

	3時間以内	5時間以内		
—略—				
小学生	<u>1,650円</u>	<u>2,750円</u>	1人 320円	1人 270円
—略—				

	3時間以内	5時間以内		
—略—				
小学生	<u>1,620円</u>	<u>2,700円</u>	1人 320円	1人 270円
—略—				

区分	利用人員	利用料	
		5時間以内	7時間以内
大広間	50人以下	<u>5,500円</u>	<u>6,600円</u>
	51人以上	<u>7,700円</u>	<u>8,800円</u>
中広間	40人以下	<u>4,400円</u>	<u>5,500円</u>

区分	利用人員	利用料	
		5時間以内	7時間以内
大広間	50人以下	<u>5,400円</u>	<u>6,480円</u>
	51人以上	<u>7,560円</u>	<u>8,640円</u>
中広間	40人以下	<u>4,320円</u>	<u>5,400円</u>

改正案

現行

別表第2 (第8条関係)

区分		利用料						
		普通券 (1回使用券)	回数券 (12回使用券)	1日券(1日使用券)	4時間券	ナイター券(ナイター使用券)	団体券(30人以上)(1人1回使用券)	団体券(30人以上)(1人1回使用券)
第1平行リフトA線・B線第2平行リフトA線・B線	一般	230円	2,300円	<u>3,100円</u>	<u>2,080円</u>	<u>2,080円</u>	150円	<u>1,680円</u>
	小学生	160円	1,600円	<u>1,880円</u>	<u>1,320円</u>	<u>1,320円</u>	120円	<u>1,220円</u>

区分		利用料						
		シーズン券(シーズン使用券)	シーズン券(平日用)	シーズン券(60歳以上ゴールド)	シーズン券(中学・高校生)	シーズン券(少年団)	日帰りパック券(日帰り使用券)	宿泊パック券(宿泊使用券)
第1平行リフトA線・B線第2平行リフトA線・B線	一般	<u>41,910円</u>	<u>29,330円</u>	<u>36,660円</u>	<u>31,420円</u>	<u>29,330円</u>	<u>2,080円</u>	<u>4,170円</u>
	小学生	<u>26,170円</u>	-	-	-	<u>16,750円</u>	<u>1,570円</u>	<u>3,100円</u>

別表第2 (第8条関係)

区分		利用料						
		普通券 (1回使用券)	回数券 (12回使用券)	1日券(1日使用券)	4時間券	ナイター券(ナイター使用券)	団体券(30人以上)(1人1回使用券)	団体券(30人以上)(1人1回使用券)
第1平行リフトA線・B線第2平行リフトA線・B線	一般	230円	2,300円	<u>3,050円</u>	<u>2,050円</u>	<u>2,050円</u>	150円	<u>1,650円</u>
	小学生	160円	1,600円	<u>1,850円</u>	<u>1,300円</u>	<u>1,300円</u>	120円	<u>1,200円</u>

区分		利用料						
		シーズン券(シーズン使用券)	シーズン券(平日用)	シーズン券(60歳以上ゴールド)	シーズン券(中学・高校生)	シーズン券(少年団)	日帰りパック券(日帰り使用券)	宿泊パック券(宿泊使用券)
第1平行リフトA線・B線第2平行リフトA線・B線	一般	<u>41,150円</u>	<u>28,800円</u>	<u>36,000円</u>	<u>30,850円</u>	<u>28,800円</u>	<u>2,050円</u>	<u>4,100円</u>
	小学生	<u>25,700円</u>	-	-	-	<u>16,450円</u>	<u>1,550円</u>	<u>3,050円</u>

改正案

現行

改正案						現行							
区分	利用人員	団体利用料				冬期加算	区分	利用人員	団体利用料				冬期加算
		3時間以内	5時間以内	7時間以内					3時間以内	5時間以内	7時間以内		
研修室	30人以下	<u>3,300円</u>	<u>5,500円</u>	<u>6,600円</u>	各利用料の2割	研修室	30人以下	<u>3,240円</u>	<u>5,400円</u>	<u>6,480円</u>	各利用料の2割		
	50人以下	<u>5,500円</u>	<u>7,700円</u>	<u>8,800円</u>			50人以下	<u>5,400円</u>	<u>7,560円</u>	<u>8,640円</u>			
	51人以上	<u>6,600円</u>	<u>8,800円</u>	<u>9,900円</u>			51人以上	<u>6,480円</u>	<u>8,640円</u>	<u>9,720円</u>			

芽室町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例新旧対照表（第12条関係）

改正案			現 行		
別表（第9条関係） 勤労青少年ホーム使用料			別表（第9条関係） 勤労青少年ホーム使用料		
	区分	使用料（1時間につき）		区分	使用料（1時間につき）
団体使用	調理室	490円	団体使用	調理室	490円
	和室	320円		和室	320円
	集会室	160円		集会室	160円
	図書室	160円		図書室	160円
	ホール	710円		ホール	700円
	喫茶コーナー	250円		喫茶コーナー	250円
個人使用		80円	個人使用		80円

芽室町都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表（第13条関係）

改正案					現 行						
別表（第2条、第9条関係） 有料公園施設使用料					別表（第2条、第9条関係） 有料公園施設使用料						
有料公園施設		使用料			備考	有料公園施設		使用料			備考
		単位		金額（円）				単位		金額（円）	
芽室公園	野球場	—	1時間	<u>740</u>		芽室公園	野球場	—	1時間	<u>730</u>	
	庭球場	1面	1時間	100			庭球場	1面	1時間	100	
	運動広場	全面	1時間	500			運動広場	全面	1時間	500	
半面		1時間	250		半面	1時間		250			
南多目的 運動公園	弓道場	個人	半日	100		南多目的 運動公園	弓道場	個人	半日	100	
		団体	1時間	<u>690</u>				団体	1時間	<u>680</u>	
—略—					—略—						

消費税率改正に伴う使用料等の改定に係る関係条例一覧

No.	条例名	施設名
1	芽室町中央公民館の設置及び管理条例	中央公民館
2	芽室町総合体育館設置及び管理条例	総合体育館
3	芽室町営水泳プール設置及び管理条例	温水プール
4	芽室町健康プラザ設置及び管理条例	健康プラザ
5	芽室町ふれあい交流館設置及び管理条例	ふれあい交流館
6	上美生農村環境改善センター設置及び管理条例	上美生農村環境改善センター
7	芽室町畑地かんがい用水施設設置及び管理条例	畑地かんがい用水
8	畜牛育成牧場管理及び使用条例	畜牛育成牧場
9	東工産業振興センター設置及び管理条例	東工産業振興センター
10	めむろ駅前プラザ設置及び管理条例	めむろ駅前プラザ
11	芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例	国民宿舎利用料金
12	芽室町勤労青少年ホーム条例	勤労青少年ホーム
13	芽室町都市公園条例	有料公園施設（野球場）
		有料公園施設（アーチェリー場）